

福岡市屋台営業候補者
募 集 要 項

令和6年5月

福岡市経済観光文化局

目 次

1 概要

- (1) 募集の趣旨
- (2) 屋台の主なルール

2 募集の内容

- (1) 募集区画
- (2) 募集から営業開始までのスケジュール
- (3) 応募資格
- (4) 応募手続
- (5) 審査の手順
- (6) 屋台従事体験（任意）について
- (7) 営業地区について
- (8) 屋台営業候補者決定後の流れ
- (9) 営業区画の決定
- (10) 応募に関する留意事項

3 屋台営業に伴う許可等について

- (1) 申請窓口等について
- (2) 市道等占用許可の通算期間の上限
- (3) 問い合わせ先一覧

【資料】

- ・ 募集区画（別図 1 ～ 2）
- ・ 応募書類チェックリスト

【応募様式】

- ・ 公募屋台営業候補者応募申請書（様式第 8 号）
- ・ 営業希望地区調査票（様式 1）

【その他様式】

- ・ 屋台営業候補者公募質問書（様式 2）
- ・ 辞退届（申請取下書）（様式 3）

<関係法令集>

- ・ 福岡市屋台基本条例
- ・ 福岡市屋台基本条例施行規則
- ・ 特殊形態営業に関する取扱要綱

1 概要

(1) 募集の趣旨

屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的として、福岡市屋台基本条例（平成25年9月1日施行。以下「条例」という。）が作られました。

この公募では、条例に基づき、屋台営業がまちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮することができると認められる場所において、市道等占用許可又は公園占用等許可を受けることができる「屋台営業候補者（※）」の募集を行います。

※ 屋台営業候補者 … 屋台営業候補者に決定した後、必要な許可を得て屋台営業者となる。（詳細は9、10ページ参照）

募集期間	令和6年5月27日(月)～7月26日(金)
審査手順	1次審査（筆記試験） 2次審査（書類審査・面接審査）
営業期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日 ※ 更新により、最長で令和17年3月31日まで可能

(2) 屋台の主なルール

- ① 営業時間中、常時、営業者本人がいなければなりません。
- ② 営業時間は、午後5時から翌日の午前4時までです。なお、屋台及び器材の搬入及び搬出に要する時間を含みます。
- ③ 屋台の規格（間口3メートル以内、奥行2.5メートル以内）からはみ出して飲食を提供してはいけません。
- ④ 飲食物の提供以外の営業行為（物販など）はできません。
- ⑤ 生ものは提供できません。提供直前に十分に加熱をしなければなりません。
- ⑥ テイクアウトやデリバリーはできません。

このほかにも屋台に関するルールは数多くあります。

応募を検討される方は、必ず次ページ以降や参考資料等を熟読してください。

2 募集の内容

(1) 募集区画

屋台営業候補者の募集区画は、別図1～2に示す計6区画ですが、3つの地区に分けて募集を行います。

営業希望地区（希望順位）については、1次審査通過後に「営業計画書」に記載していただきます。

※ 応募時に「営業希望地区調査票（様式1）」により事前調査を行います。なお、1次審査通過後に「営業計画書」に記載する営業希望地区（希望順位）が、調査票の記載と異なっても構いません。

(2) 募集から営業開始までのスケジュール

① 募集から営業開始までのスケジュール

募集期間		令和6年5月27日(月)～7月26日(金)	
屋台公募説明会		令和6年6月23日(日)	
審査期間	1次審査(筆記試験)	8月4日(日)	
	1次審査結果通知	8月上旬(予定)	
	2次審査用書類(営業計画書等)提出期間	8月中旬～9月上旬(予定)	
	2次審査A(書類審査)	10月上旬～下旬(予定)	
	2次審査B(面接審査)	11月上旬～中旬(予定)	
	2次審査結果通知	12月上旬～中旬(予定)	
屋台営業候補者決定通知		12月上旬～中旬(予定)	
※以下、屋台営業候補者決定後			
営業区画の選択		令和6年12月中旬(予定)	
講習会		令和6年12月下旬～令和7年1月上旬(予定)	
各種許可申請		令和7年2月～4月(予定)	
営業開始日		令和7年4月1日～5月31日(予定)	

この間に
「屋台従事
体験」を実施
※P8(6)参照

この間に
「屋台従事
体験」を実施
※P8(6)参照

※ 令和7年5月1日(木)までに市道等占用許可の申請がなされなかったとき
又は令和7年5月31日(土)までに営業開始しないときは、やむを得ない場合
を除き、屋台営業候補者決定を取り消します。

② 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を、以下のとおり受け付けます。

■受付期間：令和6年5月28日(火)～6月24日(月)(必着)

■受付方法：「屋台営業候補者公募質問書(様式2)」に記入のうえ、郵送、ファクス、持参又は電子メールで、事務局(12ページ参照)へご提出ください。持参の場合、受付時間は、午前9時15分～午後5時まで(午後0時～午後1時までを除く。)とします。

■回答方法：質問及びその回答は、令和6年6月28日(金)までに市ホームページに掲載します。質問者の氏名等は公表しません。意見表明や今回の公募に直接関係しない内容などには回答しないことがあります。

③ 屋台公募説明会

屋台営業者によるトークセッションや、営業者募集の説明を行います。

■日 時：令和6年6月23日(日)午後0時30分～午後2時

■場 所：Fukuoka Growth Next イベントスペース
(福岡市中央区天神2丁目6-11 Fukuoka Growth Next 1F)

■定 員：先着30名(事前申込制)

■申込方法：以下内容を記入のうえ、電子メールで事務局(メールアドレスは12ページ参照)へお申込みください。申込結果は3営業日以内に返信します。

件名：屋台公募説明会の申込

本文：氏名、電話番号

※屋台公募説明会の参加費は無料です。

※屋台公募説明会の参加の有無は、応募(選考)には影響しません。

※屋台公募説明会の内容は、後日動画で配信予定です。

(3) 応募資格

- ① 応募日において、年齢満18歳以上の個人であること。
- ② 福岡市の市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ③ 福岡市以外の市区町村の市町村民税を滞納していないこと。
- ④ 屋台営業者（過去に屋台営業者であった者を含む。）として、条例第10条第1項第1号ウにより市道等占用許可又は公園占用等許可の更新が行われなかった事実、市道等占用許可又は公園占用等許可の効力が停止された事実、市道等占用許可又は公園占用等許可の効力が取り消された事実がないこと。
- ⑤ 応募時において屋台営業者である者にあつては、令和7年4月1日以降、本公募による営業候補者として決定を受けなければ、福岡市の市道等占用許可を受けて屋台営業を行うことができないこと。
- ⑥ 暴力団員でないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員との密接な関係がないこと。

応募資格の審査のため、応募者の個人情報について、警察その他の関係機関に提供し、又は関係機関から提供を受けることがあります。

応募者は、その旨を同意の上応募してください。

(4) 応募手続

① 応募書類及び対象者

応募書類及び対象者は以下のとおりです。応募書類c～eについては、令和6年5月27日以降に交付されたものをご用意ください。

応募書類（各1部提出）	対象者
a 公募屋台営業候補者応募申請書（様式第8号）	全員
b 営業希望地区調査票（様式1）	
c 住民票の写し（応募者本人に関する事項のみ） 注1	
d 福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書 注2	
e 令和4年度、令和5年度分の個人の市町村民税の滞納がないことを確認できる証明書 （証明書例：滞なし証明書、納税証明書、非課税証明書）	該当者のみ 注3

※ 注1

マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

※ 注2

福岡市の「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（滞なし証明書）」については、下記の窓口で交付を受けることができます。オンライン、郵送による手続きについては、福岡市HP「市税証明書を取るには」をご覧ください。

なお、証明書の交付を受けるには、手数料、税の申告が必要です。

- ・福岡市内各区役所納税課（電話番号は11ページ参照）
- ・早良区入部出張所
- ・西区西部出張所
- ・千早証明サービスコーナー（東区なみきスクエア内）
- ・天神証明サービスコーナー（福岡市役所1階情報プラザ内）
- ・福岡市内34の郵便局

※ 市外居住の応募者は、交付手続きの際に「住民票の写し」が必要です。
※ 詳しくは福岡市HP「郵便局での証明書請求・受け取り」をご覧ください。
くか、各区役所納税課にお問い合わせください。

※ 注3

令和4年1月1日時点又は令和5年1月1日時点で福岡市以外の自治体に住所があった応募者については、当該自治体の税務担当課において、令和4年度、令和5年度分の「個人の市町村民税の滞納がないことを確認できる証明書」の交付を受けてください。証明書の交付を受けるには、手数料、税の申告が必要です。

(参考：提出対象者について (a～e は3 ページの表に対応))

全ての応募者

a、b、c +
d 福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

下記該当者のみ提出

・令和4年1月1日時点又は令和5年1月1日時点で福岡市以外の自治体に住所があった方

e 令和4年度、令和5年度分の個人の市町村民税の納税証明書など

※福岡市以外の自治体に住所があった応募者も「d 福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

② 提出方法 (提出期限)

応募書類については、**事務局 (12ページ参照) へ郵送 (特定記録郵便若しくはレターパック) 又は持参により提出してください。**

ファクス、電子メール等による提出は受けません。

なお、書類の不備により失格となる場合があります。提出の際は、同封の「応募書類チェックリスト」により、十分にご確認ください。また、書類の不備等により再提出が必要な場合がありますので、期限に余裕をもって提出してください。再提出の場合であっても期限を過ぎた場合は受付できませんのでご了承ください。

【受付時間・期限】

提出方法	受付時間・期限
郵送	令和6年7月26日 (金) まで 期限内必着 ※特定記録郵便又はレターパックによらない場合の事故等については責任を負いません。
持参	令和6年7月26日 (金) 午後5時まで ※事務局の受付時間は、土、日、休日を除く午前9時15分～午後5時まで (午後0時～午後1時までを除く。)

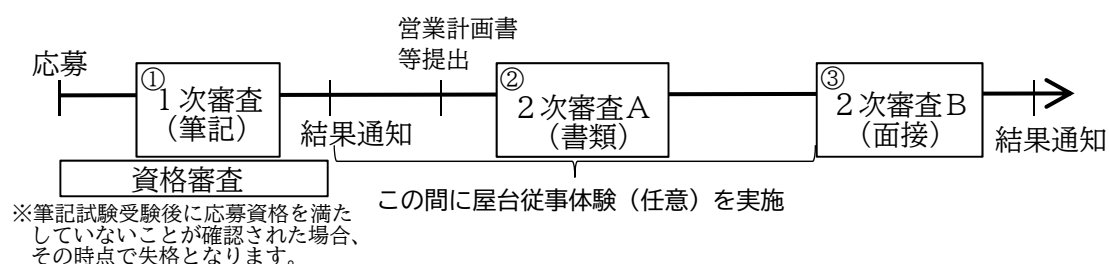
③ 受付完了のお知らせ

応募書類の受付完了後、「営業希望地区調査票 (様式1)」に記載の電子メールアドレス宛に「受付完了のお知らせ」をお送りします。(電子メールアドレスの記載がない方は、「公募屋台営業候補者応募申請書 (様式第8号)」に記載の住所にお送りします。)

※ 書類の提出後、1週間が経過しても「受付完了のお知らせ」が届かない場合は、事務局にお問い合わせください (問い合わせ先は12ページ参照)。

(5) 審査の手順

屋台営業候補者を決定するにあたり、福岡市屋台選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、屋台営業候補者として適当と認める者を選定（審査）します。



① 1次審査（筆記試験）

下記出題範囲について、筆記試験を行います（試験時間90分）。また、試験の結果をもとに選考を行い、応募者全員に郵送にてその結果を通知します。

日 時	<u>令和6年8月4日（日）</u> 集合時刻：午後1時40分（午後1時受付開始） 試験時間：午後2時～3時30分（予定）
場 所	<u>TKPガーデンシティPREMIUM天神スカイホール メインホールA</u> （福岡市中央区天神1丁目4-1 西日本新聞会館16階）
持参する物	鉛筆やシャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り（鉛筆を使用する場合）、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書）1点
試験方式	択一式及び選択式

※ 本人であることを示す書類を忘れた場合は、受験できません。

※ 試験中に使用できる時計は、計時機能だけのものに限りません。（スマートフォンやスマートウォッチなどは使用できません。）

【1次審査（筆記試験）出題範囲・配点】

出題範囲	配点（点）
関係法令遵守に向けた取組 ・安全快適な公共空間の確保（占有関係） ・良好な公衆衛生の確保（食品衛生関係） ・その他の遵守事項（便所、料金明示、保管場所、ゴミ処理等） ・危機管理	80
屋台の魅力、質の向上のための創意工夫 ・福岡の観光に関する知識等	20
合計	100

※ 受験にあたっては、この募集要項に同封している参考資料の内容を十分に確認してください。

② 2次審査A（書類審査）

1次審査（筆記試験）通過者全員に下記書類を提出していただきます。営業計画書等の様式や提出期限、提出方法については、1次審査（筆記試験）通過者に文書でお知らせします。

提出された営業計画書等の内容について、7ページの「2次審査（書類審査・面接審査）審査項目・配点表」に従って選定委員会による書類審査を行います。

なお、2次審査B（面接審査）と合わせて評価をするため、書類審査のみでの結果通知は行いません。

- ・福岡市屋台営業計画書
- ・屋台配置計画図
- ・営業時間・体制に係る計画書
- ・資金・収支計画書

※ 1次審査結果通知時に様式を同封いたします。

なお、様式は福岡市 HP にも掲載する予定です。

※ 営業計画書等に記載された資格や免許に関しては、当該資格や免許を取得していることが分かる証明書の写しを提出していただきます。

③ 2次審査B（面接審査）

提出された営業計画書等の内容に沿って、選定委員会による面接審査を実施します。7ページの「2次審査（書類審査・面接審査）審査項目・配点表」に従って総合的に審査し、屋台営業候補者として適当と認める者を選定します。

なお、2次審査終了後、審査結果を記載した「審査結果通知書」を、郵送にて送付します。

2次審査（書類審査・面接審査）審査項目・配点表

審査項目・配点表

項 目	主な内容	書類 審査	面接 審査
		配点 (点)	配点 (点)
①関係法令遵守に向けた取組		50	20
安全快適な公共空間の確保 (占有関係)	・ 占有時間を守るための営業スケジュールと人員体制 ・ 屋台の規格や器材の配置計画 ・ 営業時間中に営業者や従事者の車両を違法駐車しないための取組 ・ 営業時間終了後、屋台、器材及び車両等を放置しないための取組 ・ 営業場所及びその周辺をゴミや汚水で汚さないための取組	20	
良好な公衆衛生の確保 (食品衛生関係)	・ 取扱メニュー ・ 適正な厨房設備計画 ・ 仕込み場所・手順、手指・食器洗浄、食材の保管等についての取組	15	
その他の遵守事項	・ 近隣に公衆便所が無い場合、客等が利用する便所を確保する方法や案内の方法 ・ 料金や店のシステム（お通し等）を分かりやすく明示することの必要性や工夫 ・ 営業時間外の屋台の保管場所 ・ 屋台営業に係るゴミの処理方法	10	
危機管理	・ 食中毒予防の方策、及び発生時の対応 ・ 食物アレルギー対策の内容及び発生時の対応 ・ 客が飲酒運転を起こさないための取組 ・ 火災の予防及び発生時の対応 ・ 感染症対策	5	
②屋台の魅力、質の向上のための創意工夫		25	30
従来の福岡らしい屋台文化を 守るとともに、新たな魅力を 創出するための創意工夫	・ 屋台が福岡の魅力であることについての考え ・ 福岡に來られる観光客（外国人を含む）に対するおもてなしの工夫や アピールできる能力等 ・ キャッシュレス対応が実現できる取組 ・ レシート（注文明細）発行が実現できる取組 ・ その他の取組	25	
③地域貢献に向けた取組		15	50
地域貢献	・ 公共の場で営業することについての考え ・ 営業場所近辺での地域貢献活動	15	
④総合評価		10	50
総合評価	・ 計画の具現性（資金計画、収支計画） ・ 【面接のみ】計画の具現性（技能等） ・ 【面接のみ】まちの魅力を高めようとする意欲	10	
合計		100	100

※ 1次審査の結果は2次審査の点数が同じ場合を除き、2次審査に反映されません。

※ 2次審査の点数が同じ場合は、1次審査の得点が高い方を上位とします。

(6) 屋台従事体験（任意）について

「屋台従事体験（任意）」は、屋台営業者団体を通じ、営業している屋台において、実際に設営から撤去までの業務を体験していただくものです。

屋台従事体験（任意）の詳細は、1次審査通過者への通知時にお知らせします。

※ 体験に対する報酬・賃金は発生しません。

※ 体験に伴って生じた事故・損害については、福岡市は一切責任を負いません。

(7) 営業地区について

営業地区については、屋台営業計画書等提出時に記載していただいた営業希望地区（希望順位）に基づき、成績順に決定します。

なお、営業地区に複数の募集区画がある場合は、「営業区画の選択」（(9)参照）において、個別の営業区画を決定します。

(8) 屋台営業候補者決定後の流れ

① 決定後のスケジュール

屋台営業候補者決定通知は、令和5年12月上旬から中旬を予定しています。

屋台営業候補者となられた方は、令和7年4月以降の営業開始に向けた準備をお願いします。なお、屋台営業にあたって必要な許可の申請については、9ページ「3屋台営業に伴う許可等について」をご覧ください。

② 屋台営業候補者決定通知後の辞退

屋台営業候補者の決定通知が送付された後、辞退する場合は、速やかに「辞退届（申請取下げ書）（様式3）」を提出してください。

③ 屋台営業候補者決定通知後の取消し

令和7年5月1日（木）までに市道等占用許可の申請がなされなかったときは、やむを得ない場合を除き、決定を取り消します。

④ 補欠候補者について

屋台営業候補者の決定に合わせ、若干名の補欠候補者を決定します。

辞退等により屋台営業が開始されない区画がある場合に、補欠候補者に意思確認を行い、屋台営業を希望する場合は、当該募集区画の屋台営業候補者としします。

(9) 営業区画の決定

屋台営業候補者になられた方は、成績上位者から順に営業区画の希望を確認し、決定します。

(10) 応募に関する留意事項

① 接触の禁止

選定委員会の委員、本市事務局職員及び本市関係課職員に対して、本件応募に関連する接触を禁じます（第三者を通じての接触を含む）。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

ただし、屋台営業に必要な許可の基準に関することなど法令遵守のために必要な相談等については、この限りではありません。

- ② 重複応募の禁止
応募は1人につき1件とします。重複応募の場合は、全て失格とします。
- ③ 応募内容変更の禁止
提出書類の内容を変更することはできません。
- ④ 虚偽の記載をした場合の取扱い
提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格（決定後であれば決定の取消し）とします。
- ⑤ 応募の辞退
提出書類を提出した後に辞退する際には、速やかに「辞退届（申請取下げ書）（様式3）」を提出してください。
- ⑥ 費用負担
証明書の発行手数料や提出書類のコピー代など、応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- ⑦ 提出書類の取扱い
受付が完了した提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑧ 提出書類の知的財産権
提出書類の知的財産権は、それぞれ作成した応募者に帰属します。ただし、営業計画書等の内容について情報公開請求があった時、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- ⑨ 追加書類の提出
本市が必要と認める際には、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑩ 個人情報の取扱い
本市が今回の公募に際して応募者から取得した個人情報は、本公募の目的にのみ使用します。

3 屋台営業に伴う許可等について

屋台営業にあたって必要な許可（市道等占用許可、道路使用許可及び飲食店営業許可）は以下のとおりです。必要な申請手続きの日程等については、屋台営業候補者決定通知と併せてお知らせします。

(1) 申請窓口等について

許可の名称	申請窓口	期間等	占用料、手数料等
市道等占用許可	中央区 （道路占用許可担当課）	3か月単位の 申請・許可	占用料 115,448円 （月額38,483円） ※上下水道等環境付帯設備 がある場合は、当該設 備使用料を併せて納付
道路使用許可	管轄の警察署 （道路使用許可担当課）	2か月単位の 申請・許可	申請手数料 2,400円
飲食店営業許可	中央区 保健福祉センター衛生課	6年単位の 申請・許可	申請手数料 16,600円 ※更新手数料 8,300円

< 占用料、使用料及び手数料等について >

上記は令和7年度の予定金額です。経済情勢の変動、法令の改正その他の事情変更により、改定することがあります。

< 上下水道等環境付帯設備について >

区画によっては、給水装置、汚水枳及び受電箱が市の管理物ではない場合があります。また、各設備を使用するにあたっては、供給事業者との利用契約締結が必要となり、併せてメーター等の設置費用が掛かる場合があります。

< 飲食店営業許可について >

屋台は、通常の飲食店と異なり、簡易な施設での営業となるため、提供食品については、「提供直前の十分な加熱により提供できる食品」に限ります。また、営業許可を取得するためには、施設基準に適合する必要があります。

ご不明な点は、あらかじめ中央区保健福祉センター衛生課にお問い合わせください（問い合わせ先は11ページ参照）。

なお、飲食店営業許可を取り消され、2年を経過していない人など、飲食店営業許可を得ることができない場合があります。

< その他 >

屋台営業候補者決定後、適正な屋台営業のため、屋台営業に必要な許可の申請時に、提出書類に記載した内容の修正が必要な場合があります。

(2) 市道等占用許可の通算期間の上限

公募屋台営業者の市道等占用許可の通算期間の上限は、3年以内であり、今回の募集においては令和10年3月31日までです。

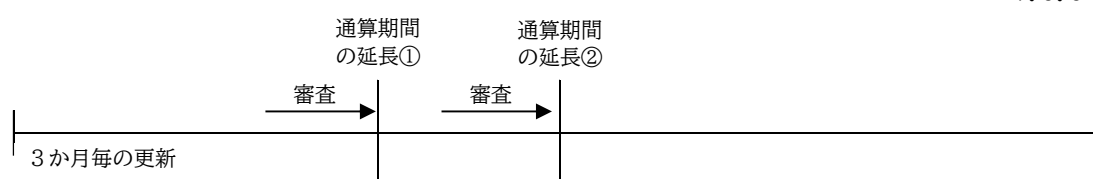
ただし、一定の条件のもと、2回まで延長申請が可能です（延長の期間は、1回目は2年以内、2回目は5年以内）。延長申請があったときは、営業状況、屋台の効用、市の魅力向上への貢献などを考慮して審査を行います。

R7.4.1以降

R10.3.31

R12.3.31

R17.3.31（最長）



(3) 問い合わせ先一覧

●公募について

問い合わせ先	電話番号
経済観光文化局 まつり振興課	092-733-5933

●滞納がないことの証明について

問い合わせ先	電話番号
■福岡市内の場合	
東 区 納税課	092-645-1021
博多区 納税課	092-419-1022
中央区 納税課	092-718-1049
南 区 納税課	092-559-5031
城南区 納税課	092-833-4024
早良区 納税課	092-833-4318
西 区 納税課	092-895-7013
■福岡市外の場合	
お住まいの市区町村の税務担当課	—

●市道等占用許可について

問い合わせ先	電話番号
道路下水道局 路政課	092-711-4458
中央区 管理調整課	092-718-1086

●飲食店営業許可について

問い合わせ先	電話番号
中央区 保健福祉センター 衛生課	092-761-7356

●道路使用許可について

問い合わせ先	電話番号
福岡県中央警察署（道路使用許可担当課）	092-734-0110

●その他屋台営業の相談について

屋台組合名	連絡先
博多移動飲食業組合 （博多・中洲エリア等）	福岡市博多区吉塚1丁目22-37-2-201 電話 090-3605-3591 （月～金 午前10時30分～午後3時）
福岡市移動飲食業組合 （天神エリア等）	福岡市中央区渡辺通2丁目3-19-210 電話・FAX 092-751-3490 （月～金 午前10時30分～午後4時30分）
新長浜移動飲食業組合 （長浜エリア）	e-mail yatai@captaindining.com

<事務局・応募書類等の提出先>

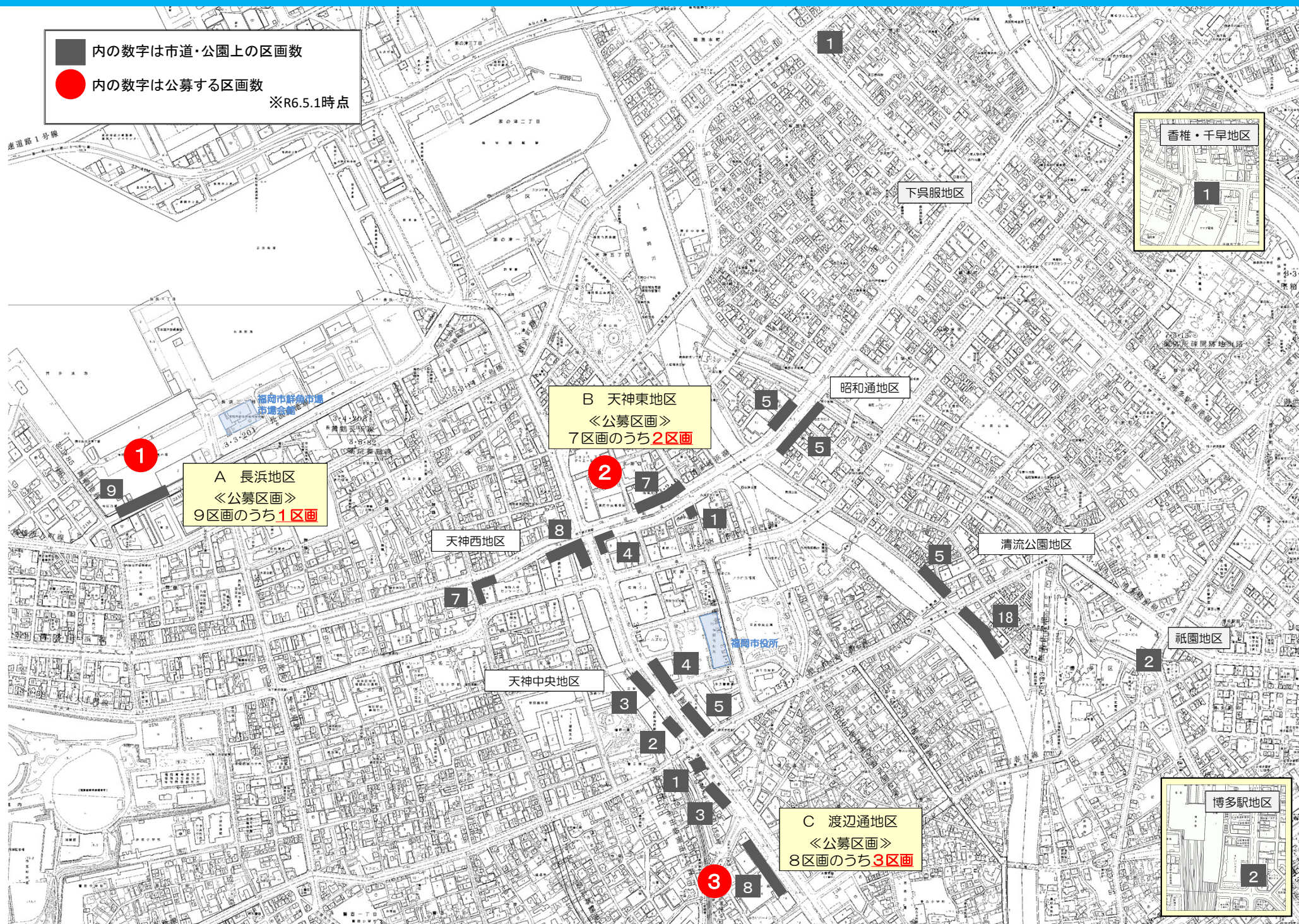
〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 (福岡市役所14階)

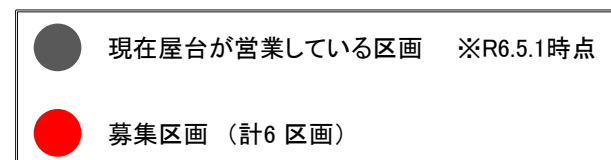
経済観光文化局まつり振興課

電話：092-733-5933 FAX：092-733-5901 E-mail：matsuri.EPB@city.fukuoka.lg.jp

募集区画（全体図）

別図1





応募書類チェックリスト

応募書類の提出前にこのチェックリストを活用し、書類に不備がないかご確認をお願いします。

なお、書類の受付期限は令和6年7月26日（金）です。詳しくは、募集要項の3～4ページに記載がありますので、ご確認ください。

対象者	書類名称	留意事項（よくご確認ください）	チェック
全員	公募屋台営業候補者応募申請書	・氏名は申請者本人が自署する ・写真の貼り忘れに注意する	
	営業希望地区調査票	・別図1～2も参照する ・メールアドレスがある方は記入する	
	住民票の写し	・令和6年5月27日（月）以降に発行されている ・マイナンバーが記載されていない	
	福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書	・全員が提出する必要がある ・令和6年5月27日（月）以降に発行されている	
該当者のみ	令和4年度、令和5年度分の個人の市町村民税の滞納がないことを確認できる証明書 （証明書例：滞なし証明書、納税証明書、非課税証明書）	・令和4年1月1日時点又は令和5年1月1日時点で福岡市以外の自治体に住所があった方は提出する必要がある ・令和6年5月27日（月）以降に発行されている ・滞納がないことが確認できれば証明書は一種類のみで良い （例：納税証明書のみ提出）	